

我が国の国民経済計算における政府諸機関の分類（格付け）基準

1. 分類対象としている政府諸機関

国の一般会計及び特別会計
地方公共団体の普通会計、公営事業会計、地方公社（住宅供給公社等）、その他の会計（財産区等）
特殊法人（総務省公表の「特殊法人一覧」に記載のある法人）
認可法人（特別の法律により設立される法人。「民間法人化された認可法人」を除く。）
独立行政法人、地方独立行政法人
社会保障基金に該当する機関

以下の基準の全てを満たす社会保険制度を社会保障基金とする。

政府による賦課・支配
社会の全体乃至特定の部分をカバー
強制的加入・負担

2. 政府諸機関の部門分類（格付け）の枠組み

（1）金融機関、非金融機関の区分

売上高の50%以上が、金融仲介活動又は補助的金融活動による機関は、金融機関に分類する。

（2）一般政府・非営利部門、法人企業部門の区分：市場性の有無

（1）で非金融機関に分類された場合のみ

売上高が生産費用の50%以上であれば、市場性があるとして、法人企業に分類し、それ以外は一般政府・非営利部門に分類する。

ただし、政府に対して販売される財・サービスについては、対象機関が当該財・サービスの唯一の売り手であり、かつ政府が唯一の買い手である場合には、市場性は無いと判断する。

(3) 公的部門と民間部門の区分：政府による所有と支配

イ)(2)で一般政府・非営利部門に分類された場合

政府が役員の選任権を保有している場合は、一般政府に格付ける。

ロ)(1)で金融機関に分類された場合及び(2)で法人企業部門に分類された場合

下記 又は を満たす場合は、公的企業(金融・非金融)に格付ける。

政府が、議決権の過半数を保有している。

取締役会等の統治機関を支配している(過半数の任免権を持つ)

1 格付けの単位

原則として法人単位で部門分類を行う。ただし、組織統合が行われたケースにおいては、可能な範囲で再編前の組織に対応するよう分割をして格付ける。また、各種共済組合についても、分割して格付ける。

特別会計等の非法人機関については、法律に基づく勘定等まで分割する。

2 付随単位の取扱い

付随単位となる勘定がある場合には、親単位と同一部門とする。